新ホール整備候補地調査業務業者選定プロポーザル募集要項

１　業務概要

（１）業務の目的

本委託業務は、本県において、「県都のまちづくり」の実現に向け、徳島駅北の「車両基地」を現在の「新ホール計画地」へ移転検討することに伴い、建設地変更の候補地である「藍場浜公園・西エリア」において、新ホールの施設規模や機能を具体化するにあたり、民間事業者による情報収集や専門的見地からの助言等の支援を受けることを目的とする。

なお、本委託業務の業者選定にあたっては、創造力と技術力、経験と実績などから、最も適切な実施能力を持つ提案者を選定する「プロポーザル方式」を採用する。

（２）業務名称

新ホール整備候補地調査業務

（３）業務内容

別紙「新ホール整備候補地調査業務仕様書（案）」に記載のとおり

（４）委託期間

契約締結日から令和６年６月２８日（金）まで

（５）委託料（見積限度額）

７，５００千円（消費税及び地方消費税含む）

２　参加資格

当該プロポーザルに参加し、企画提案書を提出する者（以下、「提案者」という。）は、次の要件を満たす者とする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）徳島県の一般（指名）競争入札参加資格業者名簿に登載されている者であること。

（３）公告の日から契約締結の日までの間に、徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱または徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく、入札参加資格停止の措置の対象となっていない者であること。

（４）平成２６年４月以降に、１，０００席以上の座席を有する、又は延べ面積が７，０００㎡以上である劇場、音楽堂、美術館等の公立文化施設の建設地検討について、本件と同種の業務を元請として受注し、実施した実績を有すること。

（５）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

（６）暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。

（７）役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。

ア　成年被後見人又は被保佐人

イ　破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ　禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しない者

エ　暴力団の構成員等

（８）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産の申立てがなされている者及びこれらの手続中である者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。

（９）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）第３条又は第８条第１項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から２年を経過しない者でないこと。

（１０）労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守している者であること。

（１１）特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する団体等適当でないと認められる者でないこと。

３　企画提案書の作成について

企画提案書は、（１）～（３）について記載するものとし、Ａ４サイズ表紙・目次を含め２０枚以内（Ａ３サイズはＡ４の２頁換算）とする。なお、事業者の概要に係る既存パンフレット等については、頁数に関わらず１頁とする。

（１）企画案

提案項目は次のア～イとし、記載ページに項目名を記載すること。

ア　本業務における提案者の強みや創意工夫のポイント

イ　情報提供や調査、成果物等の具体的提案

（２）見積書

見積りの基礎となる内容及び数量等の積算内訳を記載すること。

（３）提案者の概要及び実施体制・実績

ア　提案者の概要（既存のパンフレット等でも可）

イ　業務実施体制（主担当となる職員や、協力事業者等を体制に追加する場合は、当該事業者等の関わりも含めて具体的に記載すること）

ウ　類似事業の実績（具体的に記載すること）

４　参加申込み及び企画提案書の提出等について

（１）質問の受付

本業務及びプロポーザル実施要項について質問がある場合には、令和６年１月１０日（水）午後５時（必着）までに、電子メール、ファクシミリ等により事務局まで提出すること。なお、口頭での質問は受け付けない。また、回答は質問をした全ての者に対して行う。

（２）参加申込み

本プロポーザルに参加（企画提案書を提出）する場合は、令和６年１月１７日（水）午後５時（必着）までに、別紙様式「参加申込書」に必要事項を記入の上、電子メール、ファクシミリ等により事務局まで提出すること。

（３）企画提案書の提出

令和６年１月２４日（水）正午（必着）までに、「３（１）～（３）」に記載する書類等を、各６部事務局まで持参または書留で郵送すること。

（４）提出先（事務局）

〒770－8570　徳島市万代町１丁目１番地
徳島県 未来創生文化部 文化・未来創造課
電話：088-621-2249　ファクシミリ：088-621-2934
電子メール：bunkamiraisozoka@pref.tokushima.jp

５　企画提案書を特定するための評価基準等

（１）応募書類の評価（採点）は、提出された企画提案書について、別に設置する業者選定委員会が行う。

業者選定委員会は非公開とし、評価内容に関する質問や異議は受け付けない。

（２）評価基準及び評価（選定）方法について

選定項目に基づき採点し、その合計点を基準に業者選定委員会で最も適切な企画提案書を選定する。

選　定　項　目
事業の理解度
業務の目的を適切に把握した提案内容になっているか。
新ホール整備に向けたこれまでの検討状況の理解度
新ホール整備に向けたこれまでの検討状況を十分に把握した提案内容になっているか。
企画内容の具体的な提案
企画の的確性、実現性が期待でき、具体的な提案をしているか。

経費積算の妥当性	
	積算に妥当性があるか。
実施体制	
	受託者のみならず、協力事業者等も含めて、的確かつ実現可能な実施体制となっているか。
類似業務の実績	
	類似業務を円滑に遂行した実績を有しており、その知識・ノウハウ・経験等を十分に生かせることが期待できるか。

（３）評価結果

評価結果は、企画提案書を提出した全ての者に書面で通知する。

（４）評価対象からの除外

次の要件のいずれかに該当した場合は、失格（選定対象から除外）とする。

・「２　参加資格」を満たさない者

・提出書類に虚偽の記載があった場合

・２案以上の企画提案をした場合

・他の提案者と企画提案の内容またはその意思について相談を行った場合

・その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

（５）提案者が１者であった場合の取扱い

提案者が１者であった場合は、その提案内容を業者選定委員会において評価した上で、採否を決定する。

６　契約に関する事項

（１）最も適切な企画提案書を提出した者は、徳島県未来創生文化部文化・未来創造課長（以下、「文化・未来創造課長」という。）から、その旨を通知した後、速やかに契約を締結する。

なお、企画提案書はあくまでも提案者の実施能力等を判断するために行うものであり、委託内容・経費については再度調整を行った後に契約を締結する。

ただし、最も適切な企画提案書を提出した者であっても、契約条件が調整できない場合には契約しない場合がある。

（２）成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い

ア　成果物及びその構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含むものとする。

イ　成果物及びその構成素材に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作

権も含む。）その他の権利は、全て徳島県に帰属するものとする。

７　その他の留意事項について

（１）企画提案書提出の作成・提出に要する一切経費は、提案者の負担とする。

（２）提出された書類については返却しない。

（３）提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外に提案者に無断で使用しない。

（４）企画提案書の提出後は、原則、記載内容の変更を認めない。

（５）本要項に関して徳島県から受領した全ての資料は、文化・未来創造課長の了解を得ないで公表、又は使用してはならない。